

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第5号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成23年広島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公表する事項) 第3条 公表対象処分を行ったときに公表する事項は、次のとおりとする。 (1) 当該処分を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地並びに <u>認定の番号又は届出書の受理番号</u> (2)～(5) 略	(公表する事項) 第3条 公表対象処分を行ったときに公表する事項は、次のとおりとする。 (1) 当該処分を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地並びに <u>認定証番号又は届出証明書番号</u> (2)～(5) 略

別記様式中 「認定証・届出証明書番号」 を 「認定の番号・届出書の受理番号」 に改め、同様式の備考を

削る。

附 則

この公安委員会規則は、令和6年4月1日から施行する。